

年金を受給されている方および
年金を受給されている方の代理人の方へ

平成26年3月14日

日本年金機構本部

年金受給中の方々の現況確認について (2回目のお願い)

春寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日本年金機構では、毎年、年金を受けている方へ「年金受給権者現況届」(以下、「現況届」という)を送付し、引き続き年金を受け取っていただく権利があるかどうかの確認(生存確認)を行っていますが、年金を受けている方が死亡しているにもかかわらず現況届が提出され、年金を受け取っていた事例が発生しています。

今後、同様の事例の再発を防ぐため、厚生労働省および日本年金機構では、年金を受けている方々の状況を確認することとし、お客様には平成26年2月14日に「年金受給権者現況申告書」をお送りしました。しかし、提出期限である3月3日までにお客様からのご提出が確認できておりません。

つきましては、改めて「年金受給権者現況申告書」を送付いたしますので、必要な事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて平成26年3月28日までに、ご提出いただきますようお願いいたします。

ご提出いただければ、お客様の年金の支払いが止まる場合がありますので、お手数ですが、確実なご提出をお願いします。

なお、本状と行き違いで「年金受給権者現況申告書」をご提出いただいている場合は、なにとぞご容赦ください。

※この書類は、国民年金法および厚生年金保険法等に基づいて送付するものです。

《注意事項》

- ・ 次のような場合で、年金受給権者ご本人の状況が確認できないときは、国民年金法および厚生年金保険法に基づき年金の支払いが止まる場合がありますのでご注意ください。
 - ① 「年金受給権者現況申告書」の提出が確認できない場合
 - ② 消息がわからない、あるいは連絡が取れない場合
 - ③ お住まいの場所を特定できない場合
 - ④ 年金受給者本人、または代理人のご署名がない場合
- ・ 同封の返信用封筒に、「年金受給権者現況申告書」以外の書類を同封することはご遠慮ください。
- ・ この申告書をご提出いただいた後に、日本年金機構の職員が訪問してご本人の状況を確認する場合があります。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月 曜 日 午前8:30~午後7:00
火~金曜日 午前8:30~午後5:15
第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※代理人(二親等以内)の方からのお問い合わせは、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。